

# 社会福祉法人慈豊会 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人慈豊会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員に対し職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員、評議員は無報酬と定める。
- 3 この法人の職員を兼務する役員で給与を受給するものは無報酬と定める。

## (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間600万円以内とする。

- 2 この法人の常勤理事の報酬月額、別表第1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 3 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

## (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用につい

ては、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、別に定める旅費規程に準じて支給することができる。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員の報酬等（旅費を除く）は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 役員及び評議員の旅費は、必要な都度支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬は、通貨を持って本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規定の改廃は、評議員の決議によって行なう。

附則

この規定は平成29年 6月 20日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表第1

常勤理事俸給表

役職名	月額(円)
1号 専務理事	300,000
2号 理事(各1名につき)	100,000